

枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく土地の利用に係る基準 第3 【新旧対照表】
令和6年4月1日付で、以下のとおり改正しています。(冊子P.31)

新(改正案)	旧(現行)
<p>第3 ゆとりある居住環境等の基準(条例第9条第1項第2号関係)</p> <p>[1] [略]</p> <p>(注1) [略]</p> <p>(注2) [略]</p> <p>(注3) [略]</p> <p>(注4) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>による開発事業は、新たに土地の区画の変更を伴う場合にこの表の数値を適用するものとする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>第3 ゆとりある居住環境等の基準(条例第9条第1項第2号関係)</p> <p>[1] [略]</p> <p>(注1) [略]</p> <p>(注2) [略]</p> <p>(注3) [略]</p> <p>(注4) <u>宅地造成等規制法</u>による開発事業は、新たに土地の区画の変更を伴う場合にこの表の数値を適用するものとする。</p>